

## 船舶事故調査報告書

平成27年10月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年1月22日 13時20分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市由良漁港西方沖 由良港西防波堤灯台から真方位284°12.8海里（M）付近 （概位 北緯38°46.37′ 東経139°24.64′）
事故調査の経過	平成27年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 規天丸、14トン YM2-1078（漁船登録番号）、個人所有 15.88m（Lr）×4.32m×1.96m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、昭和54年5月16日 第211-13386号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月14日 免許証交付日 平成25年5月1日 （平成30年5月27日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、由良漁港西方沖において底びき網漁を行い、機関を中立運転として5回目の揚網の際、左舷舷門から揚げた袋網に多量の泥が入っており、船尾甲板に移動させるのが困難であったので、漁獲物を外した後、網を舷門から投じて船尾方へ流して洗浄を行った。</p> <p>船長は、船尾甲板にあるボールローラを使用して洗浄後の網を揚げる際、左舷船尾方約100mに本船に向けてえい網中の僚船を視認し、直ちに衝突を避けるための動作をとらなければならない状況ではなかったが、早く揚網作業を終えて移動しようと思い、気の焦りを感じながら作業を開始した。</p> <p>船長は、ボールローラの船首側にある操作レバーを網を巻き上げる方向に操作するつもりで繰り出す方向に操作した後、右手を網に掛け</p>

	<p>たところ、平成27年1月22日13時20分ごろ、ボールローラの船首側から、右腕から右胸までを巻き込まれて意識を失った。</p> <p>甲板員は、左舷舷門から網を投じた後、船尾甲板に移動したところ、ボールローラに巻き込まれている船長を発見し、停止していた同ローラを逆転させて救出した。</p> <p>船長は、意識が戻った後、自ら操船して由良漁港に向けて発進し、家族に携帯電話で救急車の要請を依頼した。</p> <p>船長は、由良漁港から救急車で病院に搬送され、右多発肋骨骨折及び外傷性血気胸と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 船尾甲板の状況、写真2 ボールローラの操作状況 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>ボールローラは、船尾側にある網の取入口に、異物等が触れるなどすると回転が停止する、コの字形の安全レバーが取り付けられていた。</p> <p>船長は、ふだん、右手でレバーを操作しながら網に左手を掛けていた。</p> <p>ボールローラは、本事故前から右舷側のボールがパンクした状態で、甲板員が操業ごとに空気を補充していたが、本事故当日は空気の補充が行われておらず、空気が抜けてボール間の圧力が低下していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、由良漁港西方沖で揚網作業中、船長が、ボールローラの操作レバーを、網を繰り出す方向に誤操作し、操作していた操作レバーから放した右手を網に掛けたことから、右腕から右胸までを同ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長が、ボールローラの操作レバーを誤操作し、また、ふだんと異なり、右手を網に掛けたのは、左舷船尾方に本船に向けてえい網中の僚船を視認したことから、早く揚網作業を終えて移動しようと思い、気の焦りを感じながら作業したことによる可能性があると考えられる。</p> <p>ボールローラは、船長の右腕が船首側から巻き込まれた際、右腕が安全レバーに触れ、停止したものと考えられる。</p> <p>船長は、ボールローラのボール間の圧力が低下した状態であったことで、負傷が軽減された可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、由良漁港西方沖で揚網作業中、船長が、ボール</p>

	<p>ローラの操作レバーを誤操作し、操作していた操作レバーから放した右手を網に掛けたため、右腕から右胸までを同ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁労機器を操作する際は、作業に集中すること。</li><li>・ 他船の接近等に気付いたときは、作業開始前に注意喚起等の措置をとること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

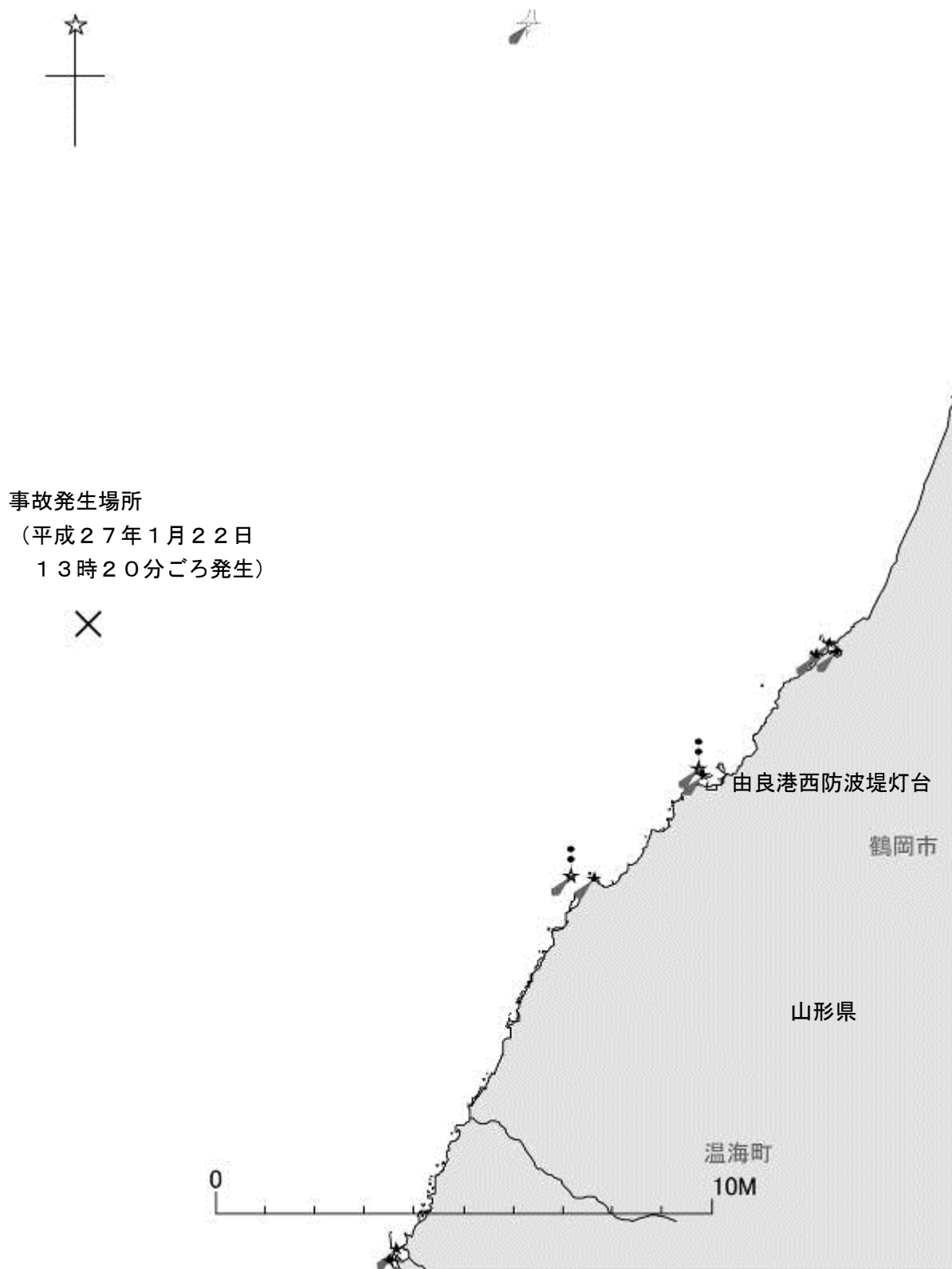


写真1 船尾甲板の状況



写真2 ボールローラの操作状況

